

国際日本文化研究センター保有個人情報保護担当者の指名について

平成 21 (2009)年 4月 30日 管理部長裁定  
令和 4 (2022)年 3月 30日 最終改正

人間文化研究機構保有個人情報保護規程第5条第1項により指名する保護担当者は、管理部、国際研究推進部及び情報管理施設においては各課課長とする。